

重 要



各 位

〒010-0921 秋田市大町3-2-44
一般社団法人秋田県労働基準協会
TEL. 018-862-3362

令和2年度各種教育講習等の実施について
(令和2年4月23日現在のお知らせ)

「新型コロナウイルス感染症」が今年2月頃から世界的にも感染拡大を見せ、国内においてもその勢いが未だ衰えず、この傾向がいつまで続くのか、国民に不安と動揺を与えており皆様におかれましても、関係者の感染等について憂慮していることとご推察申し上げます。

当協会といたしましては、ほとんどが法定講習であることから、4月23日現在、今年度も予定通り開催することとしております。

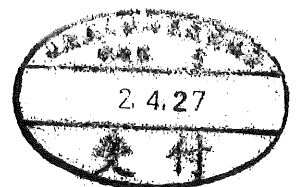
つきましては、今後本県における新たな感染の発生、拡大、および国、県等の感染防止対応要請等を考慮のうえ、教育講習会等の開催の可否等を含めて、ご案内並びに関係者の皆様にご通知いたしますことをご理解いただきますようお願いいたします。

なお、受講の推奨、受講申込み、及び出席等につきましては、以下の事項にご留意の上、関係者の皆様が協議され、的確な対応をよろしくお願い致します。

【留意事項】

1. 発熱、風邪症状が見られる方は、欠席してください。
2. 出席される方はマスクの着用を遵守し、会場に入室前に手指の消毒、や石鹸等による手洗いをお願い致します。
3. 会場の席は、隣席の方と少しでも多く距離をとるよう配置に努めます。

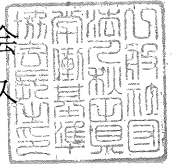
以 上



令和2年4月24日

一般社団法人 秋田県造園協会
会 長 殿

一般社団法人 秋田県労働基準協会
会 長 新 田 盛 久



「高所作業車運転技能講習」の開催について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業運営につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会におきましては、このたび秋田労働局長の登録に基づく標記講習を別紙実施要領により開催することに致しました。

つきましては、業務ご多忙のところまことに恐縮に存じますが、貴会員に周知方お取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

「高所作業車運転技能講習」実施要領

(秋田労働局:秋基登録第86号・有効期間満了日:令和6年3月30日)

1. 日 時

- 1日目 学科講習 7月30日(木) 9時00分～15時40分
- 2日目 学科講習 7月31日(金) 9時00分～17時00分
- 3日目 実技講習 8月1日(土) 9時00分～16時10分

2. 会 場

1日目～2日目(学科講習)

協働大町ビル

(秋田市大町3丁目2-44)

※学科初日に、保有免許の種類により講習が免除される方には受講票でお知らせ致します。

3日目(実技講習)

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部

秋田職業能力開発促進センター ポリテクセンター秋田

(潟上市天王字上北野4-143)

3. 講習科目

- (1) 原動機に関する知識(学科:3時間)
- (2) 高所作業車の運転に必要な一般事項に関する知識(学科:2時間)
- (3) 高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識(学科:5時間)
- (4) 関係法令(学科:1時間)
- (5) 高所作業車の作業のための装置の操作(実技:6時間)

4. 講習科目の受講の一部免除

下記に該当する方は、当該科目の受講が免除となります。

受講の免除を受けることができる者	受講免除科目
《免除①》 1. 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施行技術検定に合格した者。 2. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許を有する者。 3. フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者。	《免除①》 ※ 原動機に関する知識(3時間)
《免除②》 1. 移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。	《免除②》 ※ 原動機に関する知識(3時間) ※ 高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識(2時間)

5. 受講料

免除区分により、受講料は下記のとおりとなります。

免除の区分	免除のない受講者	免除①の受講者	免除②の受講者	備 考
講習の区分	学科 11 時間	学科 8 時間	学科 6 時間	
	実技 6 時間	実技 6 時間	実技 6 時間	
受講料	49,500円	45,100円	41,800円	消費税込
テキスト代	1,884円	1,884円	1,884円	
計	51,384円	46,984円	43,684円	

6. 定員

30名（定員になり次第締切ります）

7. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚を貼付し、郵送または持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は7月22日(水)とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はできません。
- (5) 免除①および②について、保有する免許証の(写)を受講申込書に添付してください。
- (6) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合せください。

☆ 申込先 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL. 018-862-3362 ・ FAX. 018-862-3729

☆ 振込先 秋田銀行 大町支店 (普) 967567
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事 角間崎 栄悦 (かくまざき えいえつ)

以 上

「高所作業車運転技能講習」カリキュラム

一般社団法人 秋田県労働基準協会

日 時	講 習 科 目	講 師	備考（一部免除等）	
7月30日(木) 9:00～12:15 (休憩10:00～10:15) (昼食12:15～13:30)	原動機に関する知識 (3H)	米屋正志	免除①および免除② の該当者は免除	
	13:30～15:40 (休憩14:30～14:40)	高所作業車の運転に必要な一般 事項に関する知識 (2H)	米屋正志	免除②の該当者は免除
7月31日(金) 9:00～15:00 (休憩10:00～10:05) (昼食12:05～12:55) (休憩14:55～15:00)	高所作業車の運転に関する装置 の構造及び取扱いの方法に関する 知識 (5H)	米屋正志	免除者なし	
	15:00～16:00	労働安全衛生法関係法令 (1H)	秋田県労働基準協会 総務課長 大隅嘉弘	免除者なし
	16:00～17:00	学科修了試験 (1H)		
8月1日(土) 9:00～16:10 (休憩10:00～10:10) (昼食12:10～13:00) (休憩15:00～15:10)	高所作業車の作業のための装置 操作 (6H) (実技講習及び実技修了試験)	(株)ユアテック 秋田営業所 講師	免除者なし	

講習会場 7月30日(木)～31日(金):秋田市大町3丁目2-44 協働大町ビル

8月1日(土):潟上市天王字上北野4-143 ポリテクセンター秋田

受講票送付	データ入力チェック	データ入力	受講資格確認②	受講資格確認①

証明写真貼付欄
 (全面のり付け)無背景
 縦3.0cm×横2.4cm
 写真の裏に氏名
 生年月日を記載
 ストップ写真不可

「高所作業車運転技能講習」受講申込書

受付 番号	(フリガナ) 受講者氏名	性別 男 女	生年月日 昭和 年 月 日 平成	
	受講者住所 〒 都・道 府・県			
事業場名			(一社)秋田県労働基準協会の 会 員 非 会 員 (○で囲んで下さい)	
所在地	〒			
区分欄	全科目受講者	一部免除受講者 (※免除証明のため、免許証等の(写)を添付して下さい)		
		免除①の受講者	免除②の受講者 ※免除①の証明も添付	
一部免除者 関係資格 記入欄		資格の種類 () 交付番号 () 交付年月日 ()	資格の種類 () 交付番号 () 交付年月日 ()	
学科講習 時間数	11 時間	8 時間	6 時間	
実技講習 時間数	6 時間	6 時間	6 時間	
受講料 (消費税込)	49,500円	45,100円	41,800円	
テキスト代 (消費税込)	1,884円	1,884円	1,884円	
合計 (消費税込)	51,384円	46,984円	43,684円	

一般社団法人 秋田県労働基準協会殿 ※本講習の受講申込締切日は、令和2年7月22日(水)です。

上記について、受講申込みいたします。 申込日：令和 年 月 日

受講料請求書 発行の有無	(請求書発行の有無：○で囲んで下さい) 発行希望 ・ 不要	受講料支払方法 (支払期限 令和2年7月22日)	(支払方法：○で囲んで下さい) 指定口座振込 ・ 現金支払
本講習申込 担当者名	(職名等) (氏名)	TEL： - - FAX： - -	
連絡事項等	(その他連絡事項等記入下さい)		

○修了証の統合について・・・ 統合します ・ 統合しません (どちらかに○を付けてください)

※修了証の統合をする方は、別紙に記入し提出ください。

【個人情報について】

ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管・管理し、当協会が主催する講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。

(別紙)

<p>修了証の統合を希望される方は、下欄の統合修了証申込欄の該当する修了証の番号を○で囲んでください。</p>	
<p>＝ 統合修了証申込欄 ＝</p>	<p>すでに当協会で交付された技能講習修了証を、今回の講習修了時に無料で1枚のプラスチックカード製の修了証にまとめることができます。</p>
<p>統合できる講習名</p>	<p>※ 統合を希望する左記の修了証の(写)を、申込書に添付して下さい。</p> <p>修了証は、講習初日に回収致しますので、必ずご持参下さい。</p> <p>不明な点は当協会へ問い合わせください。</p>
① ガス溶接技能講習	
② プレス機械作業主任者技能講習	
③ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	
④ 乾燥設備作業主任者技能講習	
⑤ 有機溶剤作業主任者技能講習	
⑥ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
⑦ 鉛作業主任者技能講習	
⑧ 高所作業車技能講習	
⑨ 石綿作業主任者技能講習	

表 講習科目の一部が免除される者

区分	講習の免除を受けることができる者	講習受講科目	受講時間
免除①	<p>① 建設業法施行令に規定する建設機械施行技術検定に合格した者。</p> <p>② 道路交通法の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許を有する者。</p> <p>③ フォークリフト運転技能講習、ショベルローダ等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬積込及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工専用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者。</p>	<p>学科：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高所作業車の運転に必要な一般的な事項に関する知識。(2H) ・高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識。(5H) ・関係法令(1H) <p>実技：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高所作業車の作業のための装置の操作。(6H) 	<p>学科：</p> <p>8時間</p> <p>実技：</p> <p>6時間</p>
免除②	<p>移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p>	<p>学科：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識。(5H) ・関係法令(1H) <p>実技：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高所作業車の作業のための装置の操作。(6H) 	<p>学科：</p> <p>6時間</p> <p>実技：</p> <p>6時間</p>

《資格証の添付について》

※免除①および②を受ける方は、当該の免許証、修了証の(写)を必ず添付してください。